

## 平成23年度第2回山梨県食品安全会議議事録

平成23年11月28日掲載

日時 平成23年10月21日（金）午前10時～12時

場所 県庁北別館505会議室

出席者 （敬称略）

（委員）：雨宮委員、石川委員、石倉委員、大塩委員、北野委員、小林委員、  
込山委員、田草川委員、長井委員、長澤委員、前島委員、三神委員  
（50音順）

（事務局）：企画県民部 丹澤部長、消費生活安全課 前沢課長、川元総括課長補佐、  
向山主査、井筒副主査、宮咲副主査、小林職員  
兼務職員 衛生薬務課 小林課長補佐、畜産課 輿水課長補佐、  
農業技術課 上野課長補佐、農政総務課 依田農政企画監

傍聴者等の数 1名

### 会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画県民部長あいさつ
- 4 議事【公開】
  - (1) 会長及び副会長の選任について
  - (2) 「食の安全・安心に関する条例（仮称）」の制定について
  - (3) 食の安全・安心に関わる最近の状況について
  - (4) その他
- 5 閉会

### 概要

- 1 開会 司会：消費生活安全課長
- 2 委嘱状交付
  - ・司会が名簿順に委員名を読み上げ、部長から一人ひとりに委嘱状を交付
- 3 企画県民部長あいさつ

（・新委員自己紹介）

- (・職員の紹介)
- (・配付資料の確認)

#### 4 議事

##### (1) 会長及び副会長の選任について(進行:司会)

- ・委員より事務局一任との提案。委員了承し、三神委員を会長に、込山委員を副会長に選任。(会長あいさつ)

##### (2) 食の安全・安心に関する条例(仮称)の制定について(進行:議長(会長))

- ・事務局から、「山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)」骨子(案)について、主に資料1-1により(資料1-2~1-5は補足)により3回に分けて説明。
- ・意見、質疑等は以下のとおり。

###### (1. 資料1-2, 1-3, 1-5, 1-1 4ページ(第1章)まで)

- ・条例の施行に際して所要の周知期間を設けることについて

(A委員) この条例は、当然県民の皆さんに知っていただいて運用するということになると思いますけれども、生産者の方や消費者の方、事業者、大勢の方に十分理解をしていただいて施行されるということが必要かと思えます。なかなか条例とか法文というのは一般の方にはなじみにくいものもあろうかと思えますし、例えば、今、県で進めています「健やかやまなし21」の県の健康づくり計画も、もうそろそろ10年になりますけれども、なかなか知っている人が少なかったりというようなこともありますので。こちらの担当課の事業でいろいろ消費者の方を対象にした講演会やシンポジウムがあって、多分そういうところでも周知していくと思いますけれども、そうすると、4月スタートというのは早いのではないのかなと思います。もう少し周知期間をおいて、少なくとも1年くらいはおいて、みなさんに知っていただいた上でスタートした方が十分理解していただいてスタートできるのではないかなと。せっかくこういう良い条例ができるわけですから、スタートもスムーズにいくように、生産者の方も十分理解していただく必要も当然あると思えますので、私は1年くらいは必要ではないのかなと思いました。

(議長) この周知期間について、参考では12ヶ月、9ヶ月、8ヶ月、3ヶ月とそれぞれ県によって違うようでございますけれども、山梨県といたしましては、せっかくの条例であるから十分皆さんに御承知いただいて生きたものにしたいということで、A委員のご意見だったと思いますけれども、他にこの件についてどなたかよろしゅうございましょうか。

(B委員) 規制の周知期間というのは、どういう形で知らしめるのかということだと思わすけれども、当然規制内容を含むわけですから、関係業界に対しては事前にしっかり納得していただくと思うのですが、ただ、どこかで表示されるというだけではなかなか浸透しきれない感じもしますし、実際のところ、規制を受ける関係者がしっかり受け止めて、自分たちの関係者にしっかり落としていく、そしてその関係の一般に向けても何か努力をしていかないと、どこかで、広報で表示しましたというだけでは、心配のような気もしますし、その期間の中で業界自体、規制内容に関わる関係者自体がしっかり受け止めて、それを実行していくというところも、必要だと思わすので、A委員がおっしゃられたように期間としては十分取った方がいいのかな、という気がします。

(C委員) 先ほどの準備期間といわすか、周知期間ですけれども、これは基本的には4月1日で施行すると。ただ、特に21条からの周知徹底が重要な事項について、事務局とすればどんな考え方を持っているんですか。

(事務局) 先ほど、B委員さんからもご指摘をいただいたところでございますけれども、私どもとすれば、規制的な部分でございますので、十分な期間をとって関係業界の方ですとか、そういったところに向わいて、十分な説明、告知をさせていただいた上で、施行するのが良いかと思わしております。それから、時期的な問題として、資料にありますけれども、例えば四半期の1日を施行ということにしていますので、例えば平成24年4月1日に施行したとしますと、規制的な部分については周知に最長で1年かければ平成25年4月1日ということになるのかなと考わているところであります。

#### ・前文の内容について

(B委員) 4番の「山梨県は～」の部分です。ブランド化というためには、安全性、信頼性が絶対の条件で、ひとつ傷つけば全部おしまいになるわけですが、前文の書き出しには、「安全性と信頼性が確保されることは～重要である。」と書いてありますが、この文章の中にもブランド確立のためにも、安全性、信頼性が確保されることが必要であるような意味の文章をどこかで出していただくとよい。「本県のイメージの中核を担っている」というところがありますが、ブランド確立のためには安全性、信頼性が極めて重要であるとか、ちょっと触れた方がこの文章が活きるような気がします。

(議長) 事務局にはご検討の方をよろしくお願わいたします。

#### ・3 基本理念について

(D委員) 4つ目の○のところなのですが、「県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責

務又は役割を認識し、～」という文章ですが、他の文章のところは、「県、生産者、事業者の責務と県民の役割」と表現されています。ここでも同じ事を言っていると思うのですが、「それぞれの」という言葉が入ってしまうと、少しわかりにくくなるので、文章上は表現を統一していただきたいと思います。

ここでは特に、県民というのは消費者に置き換えて良いと思いますが、「役割」と前の方で規定されていますので、同じ文章に表現を統一していただきたいと思います。

(事務局) ご指摘の部分は、例えば、2ページのところの、「県、生産者及び事業者の責務及び県民の役割」という、こういう表現の方がわかりやすいという意味でしょうか。

(D委員) そうです。国の食品安全基本法の方も、明確に記載されていますので、同じようにした方がよいと思います。

(事務局) 県、生産者、事業者は基本的には責務で、県民は責務という言い方ではなく役割です。ご指摘を踏まえ、検討させていただきます。

(B委員) 「それぞれの」は、私は必要だと思います。「相互理解」につながるのです。

(事務局) これは、文言の整理ということで、例えば、3ページの基本理念で、現在の文章では「県、生産者、事業者」を「それぞれの責務」で受けて、「県民」が「役割」で受けるというのが、紛れてしまうのではないかとご指摘かと思えます。あくまでも、県、生産者、事業者にあつては責務を受ける、県民にあつては役割を受けるという表現には間違いはないと思いますけれども。

(事務局) おっしゃられることは良くわかります。全体を通しまして、「県、生産者、事業者」は「責務」、「県民」は「役割」という書き分けはさせていただいております。ただ、この項目につきましては、後段の方の「相互理解を深め、連携協力を図りつつ」ということが眼目ですので、実は前半の部分の受けかかりにつきましては、若干、大括りにいっても良いのかなというところで(このようにさせていただきました)。今、課長が申しましたように、前の3つにつきましては責務、後の県民については役割を「又は」でつなぐのですが、これはテクニカルな問題ですので、法令審査の担当とも相談して進めたいと思います。

(事務局) 条文になったときに、後ろとの絡みもありますが、なるべくわかりやすくすることを念頭に置きながら、進めさせていただきたいと思います。

(議長) 条文の検討委員会のようなものがありますね。今、D委員がおっしゃられたような形の法律との関係の中で、すっきりと目的が明確になるようにご検討いただきたいと思います。

・ 6 県民の役割について

(E委員) 6番の県民の役割というところですが、全く個人的な感想なのですが、読み進んでいくと、「自ら進んで、食の安全・安心の確保に関して、必要な知識を修得したり、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動」というところの「合理的に」がちょっと引っかかってしまいました。他の県の条例をみましても、やはり、東京、神奈川、熊本では「食品の選択に対し合理的に」という表現を使っているんですね。確かに、「合理的」という言葉を調べると、合理性にかなっているさまとか道理の法則にかなうとか、消費者もちゃんとした知識に基づいて風評に惑わされない適切な行動を取るという意味ではあると思うのですが、個人的には「合理的」というともっと冷たいような、なんといいますか、効率的なとか、そういったような認識を持ってしまいました。他の皆さまはどのようにとらえられるのかご意見を伺いたいです。

(F委員) 私も同じ意見でして、消費者の立場から、合理的に行動するということが抽象的すぎるような気がしますので、もう少し具体的に示したらよろしいかなと思います。

(議長) では、私どもとして、自主的かつどのように行動するという言葉にしたらわかりやすいでしょうか。何か良い案がございますか。

(E委員) 皆さまのお知恵を拝借したいところです。鹿児島では、「適切な行動に努める」という表現を使っているんですが、それだとちょっと違うような気がしますので。細かいところで申し訳ないのですが。

(A委員) この言葉に秘められた策定の意図のようなものがありましたら、ご説明いただきたいと思います。

(事務局) 【説明】のところに「適切な行動に努める必要がある」とありますように、この意味で、「自主的かつ合理的」という言葉を使っています。この合理的という言葉でございますけれども、消費者基本法の中に、自主的かつ合理的に行動しなければならないという文言がありますので、これをベースとして、自主的かつ合理的に行動するよう努めるという言葉を使っております。確かに、消費者サイドから見ると合理的という言葉に引っかかりがあるかもしれませんが、そこは条例を受け取

る側の受け取り易さみたいなところでご指摘をいただければと考えております。

(議長) 受け取る側のお立場でE委員から大変良いご意見をいただきましたと思いますけれども、法律には合理的と書いてあったということで、もちろん合理的という言葉の印象が冷たいというような意見もありますけれども、G委員、何か良いご意見ございますでしょうか。

(G委員) 合理的というのは、法律上結構使われている文言なんですね。敢えて言い換えるならば「常識的な」とすることが多いのですが、ただ、常識的という言葉はなかなか条文の中に書きにくいところがございます、合理的だと、やはり難しい言葉になってしまいますね。通常では、(合理的とは) 社会常識に従ったという意味でとらえています。ご参考にならずに申し訳ありません。

(H委員) 読む方の立場から考えた時に、この文章に関しては、稚拙なのですが、「自ら進んで」という言葉を先に持ってこないで、「～収集するなど、『自ら進んで』行動する」というとわかりやすいですね。合理的とかそういうものを使わないでも。「自ら進んで行動するように努めてください」とすると、私はすんなり入ってきたのですが、文章の使い方もあるでしょうから、県の方にお任せいたします。何に関しましても、皆さん理解するのにやはり難しい言葉が使われますと、これは何を言っているのかということになり、わかりにくくなってしまいますので、わかりやすい文言で条例を作っていたらありがたいなと感じました。

(議長) みなさんに入っていくようなわかりやすい日常用語をお使いいただいて、再検討していただくということでよろしゅうございましょうか。

#### ・ 5 生産者及び事業者の責務について

(B委員) 5の生産者及び事業者の責務について、私は生産者及び事業者の責務が一番大きなところだと思います。「第一義的責任を有していることを認識し」という言葉もありますし、「使用人その他の従業員」にまで触れ、「配慮するように」という文言もあるんですけども、基本的には企業のトップの意識が非常に大きいと思います。ですので、2番目の○の、「健康に悪影響が生じ、又は生じるおそれがあるときは」のところについて、「速やかに原因を究明する」ことも大事なのですが、そここのところに企業リーダー、企業責任者の責務が非常に大きいことを盛り込んで書いていただきたいと思います。

(議長) 今、委員のおっしゃられたご意見の中で、まず企業の責任者の責務をもう少し明確にお書きいただいて、その上で重要だという形に加えていただきますと、特に小さな企業の多い特色のある県でございますので、多分、こちらの真意が伝わるだろうと思います。それでは、

5番のところに企業責任者の責務がもう少し具体的にわかるような形の文言を入れていただくということでしょうか。

・ 4 県の責務について

(I委員) 県の責務のところに「施策を策定し、実施すること」とありますが、5条の生産者、事業者の「情報の提供に努めること」、先ほどの6条関係の「自主的に行動すること」ということも含めて、結局、広範囲に情報を伝える能力が一番あるのは県ではないかと思います。そう考えたときに、県の責務のところに「情報を伝えるための役割があります」という表現があっても良いのではないかなと思います。

(事務局) ここでは、県の責務をこのような文言にまとめておりまして、施策の基本的な事項を規定する方の中に、県はこうする、という形で書いてございます。例えば、情報の関係でありますと、6頁の「食品に関する正確な情報の提供」ということで、施策として、2番目の■、「県は～提供する」、あるいは、「必要な施策を講じる」という形で書いております。

(議長) 今、I委員のご指摘は、多分、本来そういうものだろうけれども、重複になっても県がリーダーシップをとって、こういうことをやりますということをごここにしておく、明確にわかるのではないかというご意見であろうと思います。少しご検討いただきたいと思います。

(2. 資料 1-1 5～7 ページ (第2章、第3章) )

・ 第3章について

(D委員) 条例に直接関わるのかわからないのですが、2つあります。一つはユッケの問題があったときに、先ほどB委員がご指摘いただいていたように、その業界全体は壊滅的な打撃を受けるとあると思います。また、会長がおっしゃったように、県内には非常に中小の企業が多いという県としての特徴も持っていると思います。ですから、山梨県でそういう問題を発生させないためには、全体の底上げが不可欠だと思います。17条の関係では、「高度な衛生管理の方法の導入に対する支援」ということが書いてありますが、まず、そこにいたるまでの基本的なこと、JAS法や食品衛生法を守るとか、必要だと思います。ここ(11条関係)で言っている人材というのは、県の方の体制のことを言っているのか、少しわかりにくいところがあるのですが、全体の底上げとともに、各企業の人材をどのように育成していくのかということが、結果的には事件、事故等の発生の防止につながるのではないかと思います。

消費者としては、信頼関係の構築に最も期待したいところだと思っています。その辺について、今後、推進計画が立てられると思いますので、年度ごとに、分野だとか、レベルだとか整

理して行っていくことが大変重要だと思いますし、安心して消費が出来る関係に寄与するのではないかと思います。

先ほど、県の責務のところでご意見がありましたけれども、この点についても県の責務に入ることについて、ぜひ、今後の中で検討していただきたいと思います。

(事務局) 県の施策として、5 ページの人材の育成については、県だけではなく、当然、食品衛生に係る講習会等を開くなど、対応をしております。こういった施策については、例えば、2 の一番最後、「その他必要な施策を講じる」という中で、それぞれ書いてございまして、ご指摘のとおり、具体的には、推進計画を作る際に十分にご議論をいただくところかと思っております。

(G 委員) 文言上の問題なので、ご検討いただければと思いますが、この第3章に入ったところから、消費者という言葉が出てくるのですが、それまでは、県民という言い方をなさっているんですね。ここからいきなり消費者という文言を使われているので、消費者の定義づけはしないのかということが一つです。多分、意識して書き分けてらっしゃるのかなという気はするのですが、その点についてもご説明をいただければと思います。

(事務局) ある程度は意識して使い分けております。生産者、事業者と対比するものとしての一群の方々を表現するときは消費者という表現を使っております。実は、生産者、事業者も含めて努めなければならないような記載の場合に県民と表現しております。県民の役割といった場合には、当然、消費者を主な方々として想定はしているのですが、消費者ばかりではないだろうということも、一応、反映させている部分がございます。

消費者についての定義は、一応検討してみたのですが、あまり消費者を定義付けている事例がございませんので、これは普通名詞として使われているのかなということで、条例上の定義はしてありません。

### (3. 資料 1-1 7～8 ページ (第4章～第6章) )

(C 委員) 我々農協といたしましては、農産物の安全・安心ということについて、非常に気を遣っております。特に、最近では消費者の関心が高まっているところですので、あらゆる機会を通じて生産者の意識の向上に努めているところでございます。特に、農薬の問題については非常に神経を使っております。栃木県ではいちごに残留農薬があったということで、多くの生産者に、その生産者だけではなくて地域に大きな影響を及ぼしておりますので、今後とも気をつけていかなければならないと考えております。農協の場合、先ほど説明がありましたけれども、農産物の出荷には選荷場を通じて、共同出荷という形で市場へ出回りますが、この辺につ

いては本当に各生産者はいろんな配慮をしておりますし、さらに今は、各農協で、道の駅や直売所から消費者に渡るといふケースも多くなっておりますので、この点について、特に残留農薬の問題については気をつけなければいけないだろうということ、各直売所とも、生産者から生産履歴、栽培の状況、使った農薬等について、きちんと報告をさせ、その履歴がないものについては、出荷できないという規制をして取り組んでいるところでございます。ですから、この条例等についても、各農協の担当者などに徹底をして、消費者に安心して食べていただけるような農産物の生産に努めていかなければならないと考えているところです。

(議長) 確かに、直売所から購入することも非常に多くなっておりますので、C委員のお話伺いながら、県としてはどのようにご承知なさっていらっしゃるのか、ご説明いただければと思います。

(事務局) 今、農協さんの方に自主検査を相当やっていただいておりますので、ポジティブリストについては、確かに、制度的に出来ております。この条例の中で、出荷の制限という規定を設けて、さらに、自主回収報告を設けるといふことで、先行事例などをみますと、実際には自主回収を行って出荷の制限にまで至るといふのはあまりないという状況がございます。いずれにしても、非常に丁寧にやっていただいている状況も踏まえてではありますけれども、このような規定を設けて食の安全・安心の確保を進めていきたいと考えております。私どもとすれば、食の安全・安心といふことで、検査等については一層よろしくお願ひしたいといふことでございます。

(A委員) 8ページの29条ですが、この立入検査の中には収去検査も含まれるのでしょうか。収去検査は法律に基づく収去検査のみといふことでよろしいでしょうか。

(事務局) 食品衛生法上の収去検査もありますが、必要に応じてこの条例の施行に関しての収去検査もできるという規定を設けたいと考えております。

(事務局) 2行目に、「法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き」とあるのは、食品衛生法を適用する場合については、こちらは使わないという意味です。もし、当条例の29条を適用して立入検査をする場合は、当然無償で収去するということも想定しています。

(議長) いろいろご意見をいただいたのですが、この前のご意見の中に、罰則の問題がございまして、先ほど課長から罰則という形でなくて、公表という形が十分に罰則に値するのではないかというお話がございましたので、そのような形でおまとめいただいていると思いますが、この点についていかがでございましょうか。法律との重複がございまして、望ましくない状況

の場合には、公表された場合には、十分に当事者は反省と改善の機会を得ることになるであろうということで、公表ということかどうかというお話だったと承知しております。石川委員、いかがでございましょうか。

(G委員) 前回、罰則についてお伺いさせていただいて、それに対するお答えとしてご検討いただいたと思いますが、それは、この条例の作り方の問題ですから、公表によって、ペナルティという言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、十分だということであれば、私は良いと思います。

### (3) 食の安全・安心に関わる最近の状況について

- ・事務局から、本県における食品中の放射性物質検査の状況について、資料2により説明。
- ・委員からの、質疑・意見等なし

### (4) その他

- ・事務局から、第2次やまなし食育推進計画の策定、食の安全・安心を語る会(11/16)について説明。
- ・委員から、放射性物質検査結果について、以下のとおり質問。

(H委員) 先ほどの放射性物質のことですが、7月にブドウをお贈りしたところ、贈られた方から、「放射能は大丈夫か」といわれまして、主人が「大丈夫です」とは言いました。「数値はどうですか」と、そこまで聞かれまして、それ以上のことは私達にはわかりませんので、主人が農協あるいは県の方にお問い合わせ下さいという返事をしたのですが、私達生産者は、新聞などで検出されませんでしたということは承知しておりますけれども、数値を聞かれますとどういう返事をしてよいかわかりません。詳しいことを話さないと、買って頂いた方は納得してくれませんよね。今回は、こういう答えをしましたが、生産者に対して、県の方ではどのような対応をしているのかということ、少しお聞きしたいと思いました。

(事務局) 今、県のホームページで検査計画と結果については全て公表しておりまして、私どもの消費生活安全課のページからも入れるようになっていきますし、一番最初のところ(トップページ)「原子力発電所事故による影響」というところからも入れるようになっていきます。もちろん、ホームページだけではなかなか届かないところがありますので、それは、毎回、記者発表資料ということで、計画や結果については、全て記者のところへ提供しています。ただ、絶対載せろとはいえないところはあるのですが、必ず、新聞に載っています。だんだん取扱が

小さくなっておりますが必ず載っています。農協等を通じてどうしているかというのは、ちょっと承知しておりません。

(C委員) 先ほど報告がありましたように、果物から野菜、米まで今まで検査をしたものについては、放射能は不検出、検出されていないという報告を県の方からいただいて、そのことは各農協へ即、連絡をしておりますので、農協の方でも、何らかの方法で組合員に周知徹底を図っていただいていると思いますけれども、その点についても、なお気をつけて十分にやるようにいたします。

(議長) 数値を聞かれたときにお答えになるのにとまどわれたということですが、その数値もホームページに書いてあるのでございますか。

(C委員) 不検出ですから、数値は出ていないということです。数値が出た場合にはその数字を出します。

(議長) H委員と同じような悩みをお持ちの生産者の方、大勢いらっしゃると思いますので、どうか、その辺の数値についても、どなたにでもお答えできるようなご配慮をなさっていただけたらと思います。

## 5 閉会